

札幌市告示第 2796 号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面及び地番等は札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

平成 26 年（2014 年）10 月 17 日

札幌市長 上田 文雄



記

1 指定する区域の所在地

札幌市手稲区手稲星置 200 番地 2

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質
ふつ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質
鉛及びその化合物